

## 令和8年度採用

# 有田川町会計年度任用職員採用試験のご案内

令和8年5月28日

有田川町役場  
こども教育課

〒643-0153 和歌山県有田郡有田川町大字中井原136-2  
TEL 0737-22-4512/FAX 0737-32-4827 <https://www.town.aridagawa.lg.jp/>

■受付期間 令和8年5月28日(木)から定員に達し次第終了

■申込先 有田川町役場  
金屋庁舎 2階 こども教育課

### 1. 職種及び募集予定人員

職種	募集予定人員	職務内容
こども園看護師	1名	町内公立こども園における看護師業務

### 2. 応募資格

- (1) 次のいずれかに該当する人は受験できません。(地方公務員法第16条に該当する人)
- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - イ 有田川町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3. 試験方法

選考方法	内容
書類選考	応募者多数の場合、受験申込時にご提出いただくエントリーシートをもとに、事前審査を行う場合があります。
面接試験	時間・場所等については、後日担当者からご連絡いたします。

### 4. 受験手続及び受付期間

- (1) 申込用紙の交付 有田川町ホームページから必要な申込用紙等をダウンロードしてください。また、金屋庁舎こども教育課にてお渡しすることもできます(土・日・祝日を除く)。申込用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込用紙請求」と朱書し、110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、金屋庁舎こども教育課まで請求してください。
- (2) 提出書類 ○有田川町会計年度任用職員採用試験申込書(顔写真を貼付すること)  
○有田川町会計年度任用職員採用エントリーシート  
○こども性暴力防止法に基づく誓約書  
○看護師免許取得(見込み)を証明する書類の写し
- (3) 申込方法 上記書類に必要事項を記入し、金屋庁舎こども教育課まで持参または郵送し

てください。なお、郵送する場合は、必ず**簡易書留郵便**とし、**封筒の表に「採用試験申込」と朱書**してください。これら以外による不着の問題につきましては一切対応いたしかねます。

- (4) 受付期間 令和8年5月28日(木)から定員に達し次第終了  
 ※土・日・祝日を除き、午前8時30分～午後5時15分

## 5. 勤務条件等

任用期間	任用開始日 から 令和9年3月31日 ※再度の任用がされる場合は、年度ごとに勤務実績や健康状態等を考慮のうえ決定します（最大4回、5年間の勤続勤務が可能）。
勤務時間	週5日（休日：土・日・祝日） 午前9時00分～午後5時00分まで（休憩45分） ※勤務日数・勤務時間については、上記日数及び時間内で相談に応じます。 ※必要により、勤務時間を超える勤務、土・日・祝日の勤務となる場合があります。
勤務場所	きび森のこども園
報酬等	◎基本報酬 時給 1,443円 ※ <u>職務経験等により報酬額は異なります。</u> （条例規則の定めにより支給）  ◎時間外勤務に対する報酬 ※有田川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めに従い支給  ◎費用弁償（通勤手当相当分として） ※有田川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めに従い支給  ◎期末・勤勉手当（6月・12月） ※在職期間により支給額が異なります。 <u>任用内容によっては支給対象外</u> になります。 ※有田川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めに従い支給
支払方法	毎月1日～末日までの金額を、翌月21日に支払う
福利厚生	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 あり ※週の労働時間等、法令基準を満たす場合に加入
休暇	◎年次有給休暇：勤務年数に応じ付与 ◎特 別 休 暇：忌引休暇・夏季休暇・病気休暇（有給）等
服務	地方公務員法の規定による ※法律および上司の職務上の命令に従う義務、守秘義務、職務専念義務 等
条件付き採用	有田川町職員の条件付き採用の期間の延長に関する規則に従う
退職	任用期間が満了したとき、本人が死亡したとき、本人から退職したい旨の申出があり任命権者が認めたとき

特記事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</li><li>・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</li><li>・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。</li></ul> <p>※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙誓約書裏面の参照条文をご参照ください。</p>
------	--

## 6. その他

- 受理した提出書類は返却いたしません。
- その他詳しくは、下記までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

**有田川町役場 教育委員会 こども教育課 (金屋庁舎2階)**  
〒643-0153  
和歌山県有田郡有田川町大字中井原136-2  
TEL 0737-22-4512 (直通)  
FAX 0737-32-4827  
ホームページ <https://www.town.aridagawa.lg.jp/>